

【試算3】C市の場合

(1) 基礎条件

給水人口：	107,600人
給水件数：	41,400件
鉛管残存件数	約31,500件
鉛管残延長	約120,500m
給水件数1件当たり残存延長	2.911m(鉛管残延長/給水件数)
布設替平均単価	約47,000円/m(平成15年度日水協調査による)
事業期間	10年
総事業費	約5,700,000,000円(布設替平均単価×鉛管残延長)
単年度事業費	570,000,000円(総事業費/10年)

(2) 試算結果

① 企業債元利償還金

・起債条件

利率(固定利率)	1.70%(平成16年4月 政府資金貸出金利)
償還方法	元利均等償還
償還期間	30年
据置期間	5年
起債充当率	50%
単年度の起債額	285,000,000円(単年度事業費×50%)
起債総額	2,850,000,000円

・影響が最大となる年度の金額

年度別支払利息(最大時：11年次)	46,657,388円(元利均等償還による試算)
年度別元金償還金(最大時：31年次)	128,625,090円(元利均等償還による試算)

② 減価償却費

単年度の取得価額(税抜)	約271,000,000円
耐用年数	30年(構築物 配水管付属設備)
償却率	0.034(定額法による)
減価償却費	8,292,600円/年(取得価額×0.9×償却率)

・各年度の金額

年度別減価償却費(最大時：11~32年次)	82,926,000円
-----------------------	-------------

③ 修繕費

鉛管更新に充てる修繕費(単年度)	285,000,000円
------------------	--------------

④ 鉛製給水管更新事業の給水原価への影響

単年度鉛管更新関係費用（最大時：10年次） 402,131,879 円

年間有収水量（平成14年度） 19,278,000 m³

有収水量1 m³あたり（最大時：10年次） 20.86 円

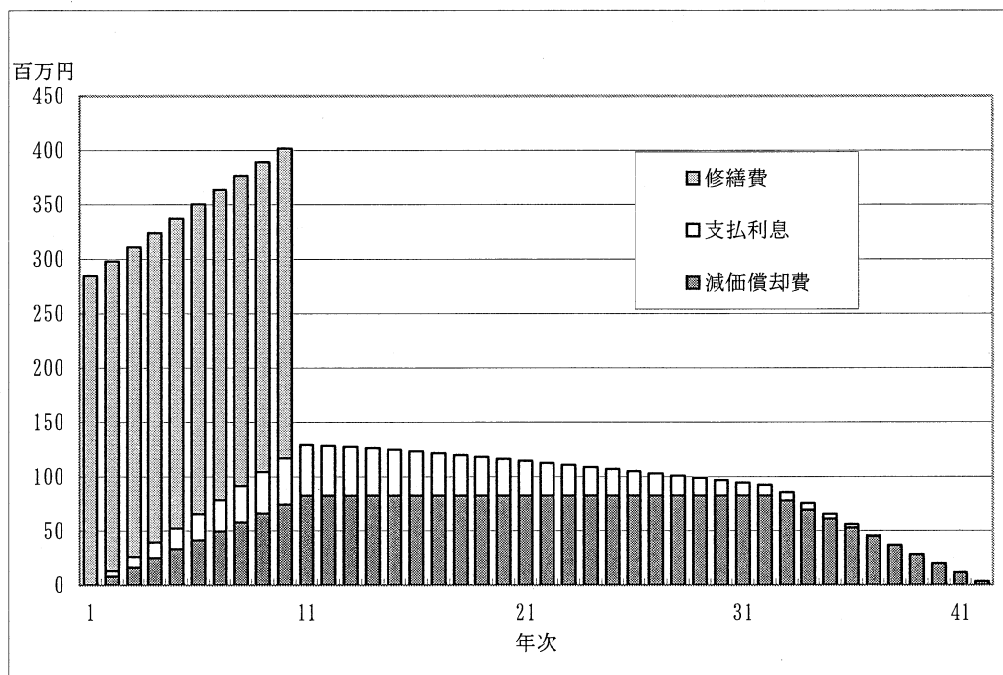


図-5 鉛製給水管布設替費用（収益的支出）の年次別推移（C市の場合）

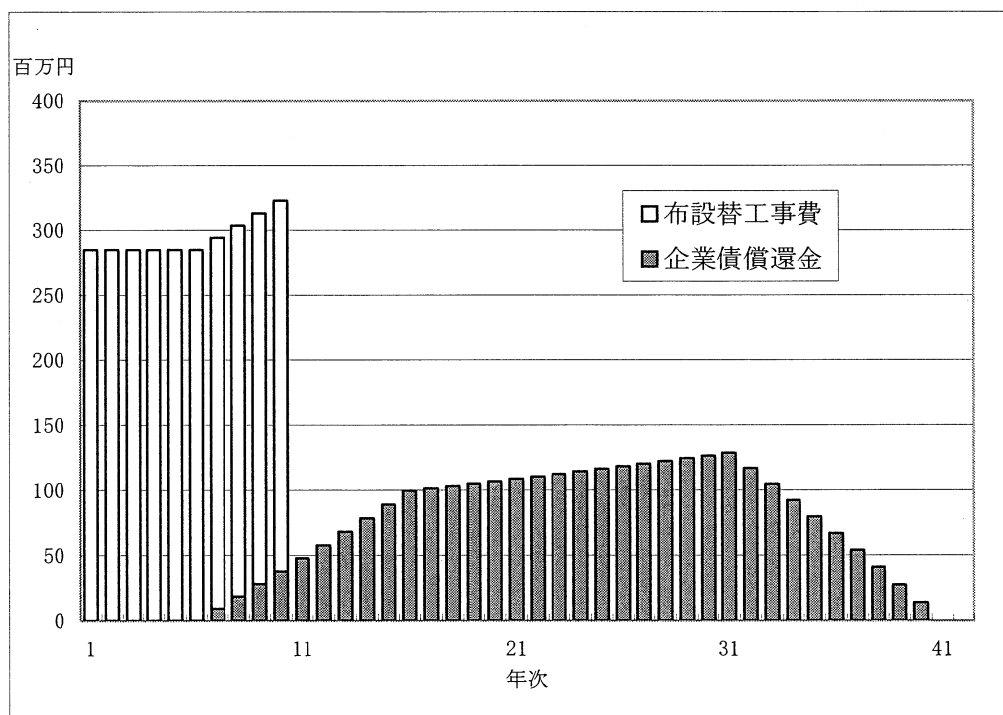


図-6 鉛製給水管布設替に係る資本的支出の年次別推移（C市の場合）

資料9 助成金制度要綱事例

〇〇市水道事業鉛製給水管布設替工事助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、給水装置に使用されている鉛製給水管を布設するための工事資金を助成することにより、鉛製給水管の布設替促進を図り、公衆衛生の向上と生活状況の改善に資することを目的とする。

鉛製給水管布設替工事助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる工事は、給水区域内における給水装置工事申込者（以下「申込者」という）が、鉛製給水管（以下「鉛管」という。）を鉛管以外の給水管に取替を行うものであって、次の各号に該当する工事とする。ただし、官公署及びこれに準ずる公共工事等による場合は、助成の適用外とする。

(1) 配水管からメータ周りまでのすべての鉛管を布設替する工事であること。

(2) 布設替前と布設替後における口径が、同口径であること。

2 助成の対象は、給水装置工事申込書台帳または鉛管調査書によって判断するが、掘削した結果、鉛管であると水道局の職員が確認した場合も対象とする。

(助成金の額)

第3条 鉛製給水管布設替工事助成金（以下「助成金」という。）の額は、前条に規定する工事（以下「対象工事」という。）1件につき、〇〇円を限度とする。

(助成金の交付手続き)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、鉛製給水管布設替工事助成金交付申込書（様式第〇号）（以下「申込書」という。）により水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申し込まなければならない。

2 申込書及び必要書類の提出については、申込者から対象工事の委任を受けた〇〇市指定給水装置工事事業者が行うものとする。

3 申込書の提出期限は、対象工事の申込時から竣工検査願の提出までの間とする。

(交付の決定)

第5条 管理者は前条の交付申し込みがあった場合においては、その内容を審査し、助成金の交付の可否及び金額を決定し、その旨を申込者に鉛製給水管布設替工事助成金交付決定通知書（様式第〇号）をもって通知する。

(助成金の交付)

第6条 助成金の交付は、対象工事の竣工検査終了後において、前条の規定による申込者からの鉛製給水管布設替工事助成金交付請求書（様式第〇号）により行う。

- 2 管理者は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。
- 3 管理者は、申込者に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第7条 申込者が、虚偽の申請その他不正な行為により、助成金の交付の決定を受けた場合は、管理者は交付の決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全部を返還させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成〇〇年〇月〇日から実施する。
- 2 この要綱は、実施日以降の給水装置工事申込みから適用する。